

# 「指定居宅介護サービス」重要事項説明書

当事業所は奈良県の指定を受けています。  
(奈良県指定 第2911700306号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意していただきたいことを次の通り説明します。

※本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者居宅介護を提供します。当サービスの利用は、原則として居宅生活支援費の支給決定を受けた方が対象となります。

## ◆◆ 目 次 ◆◆

1. サービスを提供する事業所 .....	1
2. 利用事業所 .....	1
3. サービス内容 .....	3
4. 職員の配置状況 .....	4
5. 当事業所が提供するサービス利用料金 .....	5
6. 利用料金のお支払方法 .....	5
7. 利用の中止、変更、追加 .....	5
8. サービス利用に当たっての留意事項 .....	6
9. 緊急時の対応 .....	7
10. 事故発生時の対応 .....	7
11. 守秘義務に関する対策 .....	7
12. 差別解消について .....	7
13. 身体拘束の適正化 .....	8
14. 虐待防止の為の措置 .....	8
15. サービス利用者の権利擁護について .....	8
16. ハラスメント対策の強化 .....	8
17. 業務継続に向けた取組の強化 .....	8
18. 感染症対策の強化 .....	8
19. 損害賠償について .....	8
20. 苦情の受付について .....	9
21. 提供するサービスの第3者評価の実施について .....	9

<居宅介護サービス利用料金表>

別紙

1. サービスを提供する事業所

名称	社会福祉法人綜合施設 美吉野園
所在地	奈良県吉野郡大淀町下渕 629
電話番号	0747-52-5555
代表者名	理事長 東 好子
法人の設立年月	昭和 23 年 5 月 14 日

2. 利用事業所

施設の種類	平成 23 年 7 月 1 日 指定 奈良県 2911700306 号
事業所の名称	美吉野園訪問介護ステーション
	指定居宅介護事業
主たる対象者	障害者・児（18歳未満の精神障害者を除く） 難病者
施設の所在地	奈良県吉野郡大淀町下渕 887 の 2 番地 桜ヶ丘コーポ
連絡先	電話番号 0747-55-4005
	FAX 番号 0747-55-9004
管理者	田端 鈴子
サービス提供責任者	中谷 潤司
施設の目的	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うこととする。
開設年月日	平成 23 年 7 月 1 日
通常の事業実施地域	大淀町内

施設の種類	平成 23 年 7 月 1 日 指定 奈良県 2911700306 号
事業所の名称	美吉野園訪問介護ステーション
	指定重度訪問介護事業
主たる対象者	障害者・児（18歳未満の精神障害者を除く） 難病者
施設の所在地	奈良県吉野郡大淀町下渕 887 の 2 番地 桜ヶ丘コーポ
連絡先	電話番号 0747-55-4005
	FAX 番号 0747-55-9004
管理者	田端 鈴子
サービス提供責任者	中谷 潤司
施設の目的	重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅におい

	て自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うこととする。
開設年月日	平成 23 年 7 月 1 日
通常の事業実施地域	大淀町内

施設の種類	平成 23 年 10 月 1 日 指定 奈良県 2911700306 号
事業所の名称	美吉野園訪問介護ステーション 指定行動援護事業
主たる対象者	障害者・児 難病者 精神障害者（18歳未満の精神障害者を除く）
施設の所在地	奈良県吉野郡大淀町下渕 887 の 2 番地 桜ヶ丘コーポ
連絡先	電話番号 0747-55-4005 FAX 番号 0747-55-9004
管理者	田端 鈴子
サービス提供責任者	中谷 潤司
施設の目的	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うこととする。
開設年月日	平成 23 年 7 月 1 日
通常の事業実施地域	大淀町内

施設の種類	平成 23 年 10 月 1 日 指定 奈良県 2911700306 号
事業所の名称	美吉野園訪問介護ステーション 指定同行援護の事業
主たる対象者	・視覚障害者・児 ・難病者
施設の所在地	奈良県吉野郡大淀町下渕 887 の 2 番地 桜ヶ丘コーポ
連絡先	電話番号 0747-55-4005 FAX 番号 0747-55-9004
管理者	田端 鈴子
サービス提供責任者	中谷 潤司
施設の目的	利用者が視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること目的とする。
開設年月日	平成 23 年 7 月 1 日

通常の事業実施地域	大淀町内
【事業方針】	
運営の方針	<p>① この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に指定居宅介護等を行う。</p> <p>② 事業にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。</p> <p>③ 事業にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護の提供ができるよう努める。</p> <p>④ 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月奈良県条例第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。</p>

#### 【営業日及び営業時間】

営業日	年中無休
営業日時間	午前8：30～午後5：30
サービス提供時間	午前7：00～午後10：00まで

#### 3. サービス内容

当事業所で行う指定居宅介護の内容は次のとおりとする。

下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した居宅介護等の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

##### 〈サービス区分及びサービス内容〉

- ① 居宅介護計画の作成
- ② 身体介護に関する内容 （利用者のみとさせて頂きます。）
  - 食事の介護
  - 排せつの介護
  - 衣類着脱の介護
  - 入浴の介護
  - 身体の清拭、洗髪
  - その他必要な身体の介護
  - ※医療行為はいたしません。
- ③ 家事援助に関する内容 （利用者のみとさせて頂きます。）
  - 調理
  - 衣類の洗濯、補修
  - 住居等の掃除、整理整頓
  - 生活必需品の買い物
  - その他必要な家事
  - ※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）
  - ※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

④外出時の移動中の介護（重度訪問介護のみ）（利用者のみとさせて頂きます。）

○官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

⑤通院等のための乗車又は降車の介助

(行動援護)

○行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護

- ・予防的対応…初めての場所で不安定になり、不適切な行動いでないよう、予め目的地での行動等を理解させる等

- ・制御的対応…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等

○外出時における移動中の介護

○排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助

- ・身体介護的対応…便意の認識がでない者の介助等

(同行援護)

○外出時における以下の支援を対象とする。

- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）

- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

- ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 施設長（管理者）	1名 (兼務)		1名 (兼務)	1名	訪問介護員等の管理及び業務の管理を行う。
2. サービス提供責任者	1名 (兼務)		1名 (兼務)	1名	利用の申込に係る調整・居宅介護計画作成を行う。
3. 居宅介護従事者	3名 (兼務)		2名 (兼務)	1.5名	指定居宅サービスの提供にあたる。
(1)介護福祉士	3名			1名	
(2)介護職員基礎研修 課程修了者					
(3)介護職員初任者研修 課程修了者					

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護員が5名いる場合、常勤換算は1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

・ 5. 当事業所が提供するサービス利用料金

(1) 厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該居宅介護が法定代理人受領サービスであるときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付の告示上の額として設定しています。

(2) 当事業所では、利用者の家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律から給付される場合  
(2) 利用料金の全額を利用者に負担をいただく場合。

介護給付サービス利用料金 (別紙利用料金参照)

○基本料金

身体介護が中心の場合  
家事援助が中心の場合  
通院等ための乗車又は降車の介助が中心の場合  
重度訪問介護の場合  
行動援護の場合  
同行援護の場合

○加算料金

夜間・早朝加算  
人員加算  
初回加算  
緊急時対応加算  
利用者負担上限額管理加算  
喀痰吸引等支援体制加算  
特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)

6. 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。

翌月 27 日までに下記の方法でお支払下さい。

1. 金融機関口座からの自動引き落とし  
(但し手数料につきましては、当事業所でご負担させていただきます。)
2. ご利用できる金融機関： 南都銀行、ゆうちょ銀行  
奈良県農業協同組合
3. 金融機関からの振り込み  
(但し振り込み手数料は自己負担でお願いいたします。)
4. 直接美吉野園会計窓口でのお支払

7. 利用の中止、変更、追加

○ 利用予定日の前に、利用者の都合により、利用を中止又は変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

- 市町村が決定した「支給量」及び該当サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます
- サービス利用の変更・追加は、居宅介護従事者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

## 8. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず訪問介護員等に声をかけてください。
- ③ 訪問介護員等に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

### (1) サービス提供を行う訪問介護員等

サービス提供時に、担当の訪問介護員等を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員等が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員等の交替

#### ① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員等の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対し訪問介護員等の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員等の指名はできません。

#### ② 事業者からの訪問介護員等の交替

事業者の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。

訪問介護員等を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

#### ① 定められた業務以外の禁止

利用者は「当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ② 居宅介護サービスの実施に関する指示・命令

居宅介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は居宅介護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③ 備品等の使用

居宅介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## (5) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等は、利用者に対する居宅介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ 利用者の家族等に対する居宅介護サービスの提供
- ④ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## (6) 受給者証の確認

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに居宅介護従事者にお知らせください。また、担当居宅介護従事者やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

## (7) サービス実施の記録について

### ① サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

### ② 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

## (8) ハラスメントについて

暴言、暴力、ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中止や契約を解約する場合があります。

## 9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合、家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 11. 守秘義務に関する対策

事業者及び居宅介護従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、居宅介護従事者との雇用契約の内容としています。

## 12. 差別解消について

「障害者差別解消法」（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、事業者が利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮に努めます。尚、事業者が講すべき対応指針については、「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」に準じるものとします。

## 13. 身体拘束の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

## 14. 虐待防止の為の措置

虐待の発生又はその発生を防止するための措置に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めるなどの措置を講じます。

## 15. サービス利用者の権利擁護について

ご本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めます。

## 16. ハラスメント対策の強化

適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、利用者及び家族等からのハラスメント（暴言、暴力等）や職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 17. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

- 1、業務継続に向けた計画（業務継続計画・BCP）を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じます。
- 2、業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練（シミュレーション）を定期的に実施します。
- 3、定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行います。

## 18. 感染症対策の強化

- 1、感染症予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回開催し、職員等に周知徹底を図ります。
- 2、事業所における感染症予防・まん延のための指針を整備し、研修・訓練を定期的に実施します。

## 19. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 20. 苦情の受付について

### (1) 施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	[職名] 総務課長 竹村 真理
○ 受付時間	毎週 月曜日～金曜日 8:30～17:30
○ TEL	0747-52-5555～7
○ 苦情解決責任者	管理者 田端 鈴子
○ 第三者委員	森本 沃子 (0747-52-2557) 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 1452 辻本 雅英 (0746-32-2118) 奈良県吉野郡大淀町新野 356

### 行政機関その他苦情受付機関

大淀町福祉課	所在地 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地 電話番号 0747-52-5501 FAX 0747-52-4310 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土日祝・年末年始は除きます)
奈良県運営適正化委員会 (運営適正化委員会)	所在地 奈良県橿原市大久保町 302-11 番地 電話番号 0744-29-1212 FAX 0744-29-1212 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土日祝・年末年始は除きます)

## 21. 提供するサービスの第三者評価の実施について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
評価結果の開示状況	なし

### 【個人情報の取り扱いについて】

#### 1 使用目的

私及び家族の個人情報は、サービス担当者会議・計画相談員と事業者との連絡調整等において必要な場合は、使用することに同意します。

#### 2 条件

情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

年　月　日

指定居宅介護サービスの開始に際し、利用者に対して本書面に基づいて個人情報の取り扱いおよび重要事項の説明を行いました。

〈事業者〉

所在地 奈良県吉野郡大淀町下渕 887 の 2 桜ヶ丘コーポ

事業所名 美吉野園訪問介護ステーション

(奈良県指定 第 2 9 1 1 7 0 0 3 0 6 号)

管理者名 田端 鈴子 印

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 中谷 潤司 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護サービスについて重要事項と個人情報の取り扱い説明を受け同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_

立会人・代筆者住所  
\_\_\_\_\_

立会人・代筆者氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

《利用料金表》それぞれのサービスについて、平常の（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

【居宅介護サービス利用料金表】

	サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
(ア) 居宅における身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
	3時間以上(30分増毎に)	830円	83円
(イ) 通院等介助(身体介護を伴う場合)	サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
(ウ) 家事援助	サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円	311円
	15分を増すごとに	350円	35円
ない(エ) 身体介護を通院等介助を伴わす	サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,450円	345円
	30分増すごとに	690円	69円
(オ) 通院等乗降介助		1,020円	102円

(注) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の1ヶ月あたり利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100

(注) 事業所と同一建物の 1 ヶ月あたり利用者 50 人以上にサービスを行う場合  $\times 85 / 100$

**【重度訪問介護サービス利用料金表】**

・病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合

・病院等に入院又は入所中の障害支援区分 6 の障害者に対して提供した場合

サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
1 時間未満	1,860 円	186 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,770 円	277 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,690 円	369 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610 円	461 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,530 円	553 円
3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,440 円	644 円
3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,360 円	736 円
4 時間以上 8 時間未満	8,210 円	821 円
(30 分を増すごとに +850 円)	850 円	85 円
8 時間以上 12 時間未満	15,050 円	1,505 円
(30 分を増すごとに +850 円)	850 円	85 円
12 時間以上 16 時間未満	21,840 円	2,184 円
(30 分を増すごとに +800 円)	810 円	81 円
16 時間以上 20 時間未満	28,340 円	2,834 円
(30 分を増すごとに +860 円)	860 円	86 円
20 時間以上 24 時間未満	35,200 円	3,520 円
(30 分を増すごとに +800 円)	800 円	80 円

移動介護加算	サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
	1 時間未満	1,000 円	100 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,250 円	125 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	1,500 円	150 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	1,750 円	175 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	2,000 円	200 円
	3 時間以上	2,500 円	250 円

(注) 重度障害者等の場合  $+15 / 100$

(注) 障害者支援区分 6 に該当する場合  $+8.5 / 100$

(注) 2 人の重度訪問介護従業者によるサービスに対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練従業者が同行して支援を行う場合、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき  $\times 180 / 100$  (但し算定開始から 120 時間に限る。)

(注) 入院中 90 日以降の利用は、 $\times 80 / 100$

【行動援護サービス利用料金表】

サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
30分未満	2,880円	288円
30分以上1時間未満	4,370円	437円
1時間以上1時間30分未満	6,190円	619円
1時間30分以上2時間未満	7,620円	762円
2時間以上2時間30分未満	9,050円	905円
2時間30分以上3時間未満	10,470円	1,047円
3時間以上3時間30分未満	11,910円	1,191円
3時間30分以上4時間未満	13,340円	1,334円
4時間以上4時間30分未満	14,790円	1,479円
4時間30分以上5時間未満	16,230円	1,623円
5時間以上5時間30分未満	17,640円	1,764円
5時間30分以上6時間未満	19,040円	1,904円
6時間以上6時間30分未満	20,460円	2,046円
6時間30分以上7時間未満	21,920円	2,192円
7時間以上7時間30分未満	23,400円	2,340円
7時間30分以上	24,850円	2,485円

【同行援護サービス利用料金表】

サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
30分未満	1,910円	191円
30分以上1時間未満	3,020円	302円
1時間以上1時間30分未満	4,360円	436円
1時間30分以上2時間未満	5,010円	501円
2時間以上2時間30分未満	5,660円	566円
2時間30分以上3時間未満	6,320円	632円
3時間以上	6,970円	697円
3時間以上(30分増毎に)	660円	66円

(注) 盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合+25/100

(注) 障害支援区分3に該当する者の場合+20/100

(注) 障害支援区分4以上に該当する場合+40/100

\*上記料金は、1回あたりの料金です。

\*サービスに要する時間は、そのサービスを実施する為に、定められた標準的な所要時間です。

\*上記サービス利用料金は、実際に要した時間ではなく、計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算されます。

\*平常時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料に割増料金が加算されます。

- ・早朝(午前6時～午前8時まで) 25%
- ・夜間(午後6時～午後10時まで) 25%

\*重度訪問介護研修修了者による場合（ア）（イ）について

サービスに要する時間	利用料金	利用者負担額
1時間未満	1,860円	186円
1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円
1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円
2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円
2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円
3時間以上	6,380円	638円
30分を増すごとに	860円	86円

(注) (ウ)(エ)に関しては、上記料金表の  $\times 90 / 100$

\*2人での訪問介護員共同でサービスを行う必要がある場合には、ご契約の同意の上で、通常料金の2倍の料金を頂きます。

例：体重が重い方への介助等

\*通常の事業実施地域を越えた地点から、訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。

・1km毎 30円

但し、特別地域加算対象者は、頂きません。

#### 【上記以外の加算料金表】

区分	金額	概要
利用者負担上限額管理加算	1,500円 (自己負担金150円)	事業所が利用者の利用者負担額合計額管理を行った場合の加算料金を頂きます。(月1回を限度)
緊急時対応加算	一回に月1,000円 (自己負担金100円)	介護計画に位置づけられていない居宅介護を利用等の要請を受けてから24時間以内に行った場合、の加算料金を頂きます。月2回まで利用可能。
初回加算	初回に2,000円 (自己負担金200円)	新規に介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合、加算料金を頂きます。
特別地域加算	一回につき15%	厚生労働大臣が定める地域に住居しているご利用者に対して、指定居宅介護事業所等の介護従事者が指定居宅介護等を行った場合。
福祉専門職員等連携加算	564単位／回	サービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合。初回のサービスが行われた日から起算して90日

		の間、3回を限度として算定
行動障害支援指導連携加算	273単位／回	行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合。重度訪問介護に移行する日の属する月につき、1回を限度として算定。
喀痰吸引等支援体制加算	100単位／回 (利用者1人1日当たり)	特定事業所加算（I）を算定していない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合
特定事業所加算 I	20/100	* 算定要件は以下参照
特定事業所加算 II	10/100	
特定事業所加算 III	10/100	
特定事業所加算 IV	5/100	

#### 福祉・介護職員待遇改善加算（I）

居宅介護サービス	41.7%	福祉・介護職員を中心として従業員の待遇改善に向けた取り組みを行っている事業所に対して加算されます。 (基本報酬と加算額を加えた総サービス費用に対して加算率を乗じた額)
重度訪問介護サービス	34.3%	
行動援護サービス	38.2%	
同行援護サービス	41.7%	

## \*特定事業所加算算定要件

### 【居宅介護】

#### (人件要件)

- ・従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること
- ・従業者のうち、介護福祉士、実務者研修・基礎研・居宅介護従業者養成研修1級いずれかの修了者の占める割合が100分の50以上であること
- ・前年度又は直近3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。
- ・全てのサ責が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修、基礎研、1級いずれかの修了者であること。
- ・人員基準により1人を超えるサ責を配置することとされている事業所において、常勤のサ責を2人以上配置していること。

#### (体制要件)

- ・全ての従業者に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、その計画に従い、研修を実施すること、または、個別のサ責に係る研修計画を作成し、その計画に従い、研修を実施すること
- ・利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ・サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が利用者を担当する居宅介護従業者に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。
- ・すべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- ・緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- ・新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。

#### (重度障害者対応要件)

- ・前年度又は算定日の属する月の前3月間における居宅介護の利用者の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者及び重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が100分の30以上であること。

#### (中度障害者対応要件)

- ・中重度障害者への対応（区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者 並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上）

### 【同行援護】

#### (人件要件)

- ・介護福祉士の割合が30%以上であること、または介護福祉士+実務者研修修了者または介護職員基礎研修者、ヘルパー1級修了者）の職員の割合が50%以上従事していること
- ・前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が40%以上であること
- ・同行援護従業者養成研修課程修了者及び国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程第4条第1項に規定する視覚障害学科修了者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修修了者の占める割合が100分の30以上であること

- ・すべてのサービス提供責任者が3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること
- ・1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること
- ・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者 の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

(体制要件)

- ・介護職員に対する計画的な研修の実施
- ・利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項の伝達等、介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する
- ・サービス提供の責任者が利用者を担当する介護員等に対して、利用者に関する情報・サービス提供にあたっての留意事項を文書等で伝達、サービス提供終了後、担当の介護員等からの適宜報告を受ける
- ・定期的な健康診断の実施
- ・緊急時等における対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間帯等を記載した文書（重要事項説明書等）を利用者に交付し、説明を行う
- ・熟練した従業者による新任者同行研修を新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること

(重度者対応要件)

前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者（障害児を除く）の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上であること

**【行動援護】**

(体制要件)

- ・従業者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
- ・サービス提供責任者から担当従事者に対し、利用者情報の文書等による伝達、サービス提供後の従業者からの適宜報告
- ・従事者に対する健康診断の定期的な実施
- ・緊急時等における対応方法の利用者への明示
- ・新規採用従業者に対する熟練した従業者の同行による研修
- ・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施

(人件要件)

- ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、若しくは従業者のうち実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上、又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者による割合が100分の40以上
- ・サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者
- ・全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経

験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者

- ・2人以上の配置義務がある事業所については、常勤のサービス提供責任者の2名以上の配置
- ・2人以下の配置義務がある事業所については、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。

(重度者対応要件)

- ・障害者のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が100分の30以上
- ・障害者のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上

【重度訪問介護】

(体制要件)

- ・介護職員に対する計画的な研修の実施

職員すべての個別の研修計画を策定し、実施。

- ・定期的な会議の開催

利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項の伝達等、介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催します。登録ヘルパーを含めた、すべての介護従事者が参加する会議を開催する

- ・文書等による指示及びサービス提供後の報告

サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達する、またサービス提供終了後、担当の介護員等からの適宜報告を受ける

- ・定期的な健康診断の実施

- ・緊急時等における対応方法の明示

緊急時等における対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間帯等を記載した文書（重要事項説明書等）を利用者に交付し、説明を行う

- ・熟練した従業者による新任者同行研修の実施

新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施

- ・夜朝、日中、深夜すべての時間帯のサービス提供の実施

サービス提供に当たり、常時、従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行う

(人件要件)

- ・下記いずれかを満たしていること

介護福祉士の割合が30%以上であること

介護福祉士+実務者研修修了者（または介護職員基礎研修者、ヘルパー1級修了者）の職員の割合が50%以上従事していること

前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が40%以上であること。

- ・すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者であること。

- ・1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。

(重度者等対応要件)

前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者(障害児を除く)の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上であること。